議案第１号

2019 年度事業報告

・2019 年５月 11 日（土）　駒澤大学教育後援会定期総会・スプリングフェスティバル
於：駒澤大学中央講堂及び記念講堂

・2019 年６月 22 日（土）　三重県支部定期総会及び駒澤大学教育懇談会
於：ホテルグリーンパーク津（津市羽所町）

・2019 年 10 月 19 日（土）　一泊参禅研修会（会員研修会）
～20 日（日）　於：大本山永平寺（福井県）

・2019 年 11 月３日（土）　全日本大学駅伝対校選手権大会応援に伴う支部交流会
於：伊勢パールピアホテル

・2019 年 11 月３日（日）　全日本大学駅伝対校選手権大会応援
（熱田神宮→伊勢神宮）

・2019 年 11 月 30 日（土）　駒澤大学教育後援会 60 周年記念式典
於：駒澤大学アカデミーホール

・2020 年１月 11 日（土）　駒澤大学教育後援会　新年賀詞交歓会
於：ホテルニューオータニ

・2020 年３月７日（土）　駒澤大学教育後援会三重県支部役員会
於：プラザ洞津（津市新町）
（新型コロナウイルス感染拡大防予防により中止）

・2020 年３月 17 日（火）　全国支部監査（書類を郵送）
於：駒澤大学駒澤キャンパス学生部会議室

議案第2号　　2019年度収支決算書

自　2019年4月1日　　～　　至　2020年3月31日

収入の部　　（単位：円）

項　　目	予算額(A)	決算額(B)	差異(A-B)	摘　　要
前年度繰越金	10,000	10,000	0	
参加費	80,000	45,000	35,000	全日本大学駅伝交流会参加費（会員3千円×8人、OB7千円×3人）
補助金	200,000	207,000	△ 7,000	支部活動助成金　200,000円・賀詞交歓会商品代　7,000円
	200,000	200,000	0	駅伝助成金　200,000円
雑収入	0	0	0	銀行利息
合　計	490,000	462,000	28,000	

支出の部

	予算額(A')	決算額(B')	差異(A'-B')	摘　　要
会議費	40,000	0	40,000	
旅費交通費	50,000	85,000	△ 35,000	全日本大学駅伝　交流会参加旅費補助（2千円×11人） 役員会旅費（3千円×延べ9人）
通信運搬費	65,000	57,865	7,135	支部総会等案内郵送料、駅伝応援用品宅急便等
印刷費・消耗品費	15,000	1,799	13,201	コピー、段ボール等
事業費	240,000	208,680	31,320	支部定期総会、全日本大学駅伝交流会、応援経費、　　ー 泊参禅研修会、新年賀詞交歓会等
渉外費	10,000	0	10,000	新年賀詞交歓会経費
予備費	70,000	0	70,000	
余剰金返金	0	98,656	△ 98,656	駒澤大学教育後援会本部へ返金。返還後の残金は1万円以内
合　計	490,000	452,000	33,000	

次年度繰越金	10,000	本部返金後の残高は1万円以内

2019年度会計監査報告

2019年度の会計決算について関係諸帳簿を監査したところ、正確であることを認めます。

2020年4月1日

監査委員　　大田 里香

浦口　里香

議案第2号　　2019年度収支決算書(支部活動費)

自　2019年4月1日　　～　　至　2020年3月31日

収入の部　　(単位:円)

項　　目	決算額	適用
前年度繰越金	10,000	
参加費	0	
補助金	207,000	支部活動助成金　200,000円　・　賀詞交換会商品代　7,000円
雑収入	0	銀行利息
合　計	217,000	

支出の部

	決算額	摘　　要
会議費	0	
旅費交通費	69,000	役員引継旅費・日当
通信運搬費	12,318	郵送料
印刷費・消耗品費	1,399	コピー代等
事業費	70,200	支部定期総会・1泊参禅研修旅費補助
渉外費	0	新年賀詞交歓会経費
予備費	0	
余剰金返金	54,083	
合　計	207,000	

差し引き	10,000

2019年度会計監査報告

2019年度の会計決算について関係諸帳簿を監査したところ、正確であることを認めます。

2020年4月1日

監査委員　　大田　里香

浦口　里香

議案第2号　　2019年度収支決算書（駅伝応援活動費）

自　2019年4月1日　　～　　至　2020年3月31日

収入の部　　（単位：円）

項　　目	決算額	摘　　要
前年度繰越金	0	
参加費	45,000	全日本大学駅伝交流会参加費（会員3千円×8人、OB7千円×3人）
補助金	200,000	駅伝活動助成金　200,000円
雑収入		
合　計	245,000	

支出の部

	決算額	摘　　要
会議費	0	
旅費交通費	16,000	全日本大学駅伝交流会旅費・交通費（2,000円×8人）
通信運搬費	45,547	案内・郵送料等
印刷費・消耗品費	400	コピー代
事業費	138,480	交流会参加費・応援補助等
渉外費	0	
予備費	0	
余剰金返金	44,573	
合　計	245,000	

差し引き	0

2019年度会計監査報告

2019年度の会計決算について関係諸帳簿を監査したところ、正確であることを認めます。

2020年4月1日

監査委員　　大田　里香

浦口　里香

議案第3号

2020年度三重県支部役員

役職	2019年度	役職	2020年度
支部長	湯淺　正克(4年)	支部長	水谷　晃裕(4年)
副支部長	水谷　晃裕(3年)	副支部長	板谷　達夫(2･3年)
理事	若林　ますみ(3年)	理事	若林　ますみ(4年)
理事	板谷　達夫(2年)	理事	林　美智子(3年)
理事	林　美智子(2年)	理事	大西　幸代(2年)
理事	大西　幸代(1年)	理事	中西　真貴重(2年)
理事	中西　真貴重(1年)	理事	岩本　晃彦(1年)
		理事	辻村　昌宏(1年)
		理事	松本　謙一(1年)
監事	浦口　里香(1年)	監事	浦口　里香(2年)
監事	大田　里香(3年)	監事	大田　里香(4年)
顧問	下　　昇	顧問	湯淺　正克

議案第4号

2020 年度事業計画

・2020 年４月 18 日(土)　　駒澤大学教育後援会委員総会
※　：コロナウイルス感染拡大の影響により今期に限り、本部より支部参加要請
於：オンライン会議参加

~~・2020 年５月９日（土）　　駒澤大学教育後援会定期総会・スプリングフェスティバル~~
~~於：駒澤大学中央講堂及び記念講堂~~
※　コロナウイルス感染拡大の影響により中止
なお、定期総会については、同会ホームページ上で開催（同日ホームページに掲載）

~~・2020 年６月 13 日(土)　　駒澤大学教育後援会三重県支部役員会、定期総会及び駒澤大学教育懇談会~~
~~於：都ホテル四日市~~
※　コロナウイルス感染拡大の影響により中止
なお、支部定期総会につきましては、今期に限り、支部総会(案)を決定事項とし、報告書作成の上、同会ホームページの支部だよりの掲載に代える。

・2020 年 10 月 17 日（土）～　18 日（日）　　一泊参禅研修会（会員研修会）
於：大本山總持寺

・2020 年 10 月 31 日（土）　　全日本大学駅伝対校選手権大会応援に伴う支部交流会
於：伊勢市内

・2020 年 11 月１日（日）　　全日本大学駅伝対校選手権大会応援
（熱田神宮　→　伊勢神宮）

・2021 年１月 23 日(土)　　駒澤大学教育後援会　新年賀詞交歓会
於：ホテルニューオータニ

・2021 年３月　　駒澤大学教育後援会三重県支部役員会
於：　津市内

※　コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、前年度より学校行事等各種行事が、中止、延期等の対応が採られており、2020 年度各種行事についても大幅な変更がある場合があります。

議案第5号

2020年度予算

収入の部　　自:2020年4月1日～至:2021年3月31日

(単位：円)

科　　目	2020年度 予算額	2019年度 決算額	備考
参 加 費	80,000	45,000	駅伝交流会参加費
	200,000	200,000	支部活動助成金
補 助 金	200,000	200,000	駅伝助成金
雑 収 入	0	0	
繰 越 金	10,000	10,000	
合　　計	490,000	455,000	

支出の部

（単位：円）

科　　目	2020年度 予算額	2019年度 決算額	備考
会議費	40,000	0	引継・役員会経費
旅費交通費	90,000	85,000	旅費
通信運搬費	60,000	57,865	郵送料・ゆうパック代
印刷費・消耗品費	10000	1799	コピー代・事務用品費
事業費	210,000	208,680	総会・行事経費
渉外費	10,000	0	外部関係者経費
予備費	70,000	0	予備経費
余剰金返金	0	98,656	本部へ返金
合　　計	490,000	452,000	

駒澤大学教育後援会三重県支部会則

（名称及び設置）

第１条　本支部は、駒澤大学教育後援会三重県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局を支部長が指定した場所（支部長宅）におく。

（目的）

第２条　支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に協力すると共に、併せて会員相互の親睦並びに学生の勉学と福祉に寄与することを目的とする。

（組織）

第３条　支部は大学に在籍する全学生の父母又は保証人をもって組織する。

（事業）

第４条　支部は第２条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

⑴　総会、研修会、講演会等
⑵　学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
⑶　大学の興隆発展の援助
⑷　その他必要な事業

（役員）

第５条　支部に次の役員を置く

⑴ 支部長　　（１人）
⑵ 副支部長　（１人）
⑶ 理事　　（若干名）
⑷ 監事　　（２人）
⑸ 事務局長　（１人）支部長、副支部長、理事より兼任可

（役員の選出）

第６条　　役員は会員の中より選出し、総会の議を経るものとする。

（役員の任務）

第７条　　役員の任務は次のとおりとする。

⑴　支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整にあたるものとする。
⑵　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これに代わる。
⑶ 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
⑷ 監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、役員会の招集を要求することができる。
⑸　事務局長は、支部長の指示を受け、事務処理にあたる。

（役員会）

第８条　役員は役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを召集する。

２　役員会は総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議

するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。

3　前項による場合は、支部長はその経過を総会に報告し、追認を受けなければならない。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問・特別顧問）

第 10 条　本会に顧問及び特別顧問を置くことができる。

2　顧問は、役員会の推薦により支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。
顧問の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

3　特別顧問は、役員会の推薦により総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

（経費）

第 11 条　支部の経費は、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。

2　支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

（会計年度）

第 12 条　支部の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（総会）

第 13 条　総会は年１回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

2　支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。

3　支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

（議決）

第 14 条　支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

（会則の改廃）

第 15 条　この会則の改廃については、総会及び、臨時総会の議を経なければならない。
ただし、本部の会則と趣旨の異なる改廃を行なう場合においては、本部の承認を得るものとする。

（適用の特例）

第 16 条　この会則に定めのないものは、すべて役員会に諮るものとする。
ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則

本支部会則は、平成２１年５月２５日より施行する。

附則

この会則は、平成２２年７月３１日から適用する。

駒澤大学教育後援会三重県支部旅費規程

第１条　本規程は、駒澤大学教育後援会三重県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。
２　旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。

第２条　旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。
(1)　駒澤大学教育後援会主催の会議
(2)　当支部役員会
(3)　当支部総会
(4)　当支部の行う行事
(5)　その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第３条　旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。
ただし、当支部役員会及び総会の旅費支給対象者は、父母または保証人のうち１人のみとする。

第４条　支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。
(1)　交通費
交通費は、次のとおりとする。
①　県内　2,000 円
②　県外　必要最低限の実費
(2)　日当
ア　半日（４時間以内）　1,000 円
イ　１日（４時間超）　2,000 円
(3)　宿泊費
宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊 10,000 円を限度額とする。この認定は支部長があたる。

第５条　旅費の支給を受けようとする者は、必要に応じて領収書を支部長に提出しなければならない。

第６条　特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第７条　この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

附 則 この規程は、平成 30 年 5 月 28 日より施行する。